

NPOサポート一陽 会則

- 第一条 名称 当会は「NPOサポート一陽」と称する
- 第二条 代表 代表は会員の中から互選し、その任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 代表は会務を総括し、以下の会務について主たる執行権をもつ。
 会員総会の招集
 事業計画の立案
 財務計画の立案
 会員入会の許可
- 第三条 総会 会員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2. 総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。(委任状出席も含む)
3. 出席者の中から議長を選任し、議長は2名の議事録署名人を指名する。
4. 総会は、以下の事項について議決する。
 (1) 会則の変更
 (2) 解散
 (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 (4) 事業報告及び収支決算
 (5) 入会金及び会費の額
 (6) 役員を選任又は解任
 (7) その他運営に関する重要事項
5. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
6. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 (1) 日時及び場所
 (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 (3) 審議事項
 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
7. 総会は代表が招集する。
- 第四条 年度 当会の事業及び会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- 第五条 会員 会員の入会について本人の希望と、特段の事由かない限りこれを妨げない。
2. 入会は代表の許可をもって認められる。
(特段の事由)
暴力団構成員・同関係者・反社会的組織等関係者・本会目的と異なる目的をもって入会を図ろうとする者
- 第六条 目的 当会は、永年中間支援組織の一員として積み重ねてきた経験を活かし、様々な分野の活動を行う団体の運営や活動が円滑に且つ効果的に行えるような助言又は援助をする活動を通じNPOの活動を活性化し、心豊かで誰もが暮らしやすい地域社会づくりに寄与することを目的としています。
- 第七条 会費 正会員 年額 3,000円

第八条 事業 本会は次の各種事業を行う

- (1) NPO・ボランティア活動に関する相談事業
- (2) NPOの財務管理・組織管理等の運営に関するサポート事業
- (3) NPOの活動等に関する情報の収集と提供、情報発信に係る事業
- (4) NPOおよび企業・行政との交流連携の促進に係るネットワーク事業
- (5) NPOとその活動に関する調査研究および政策提言に係る事業
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(附 則) この会則は、2020年7月1日から施行する。